

令和2年度

第11回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年2月17日（水）午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 静岡市役所 本館4階41会議室

3 出席委員（19人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員（1名）18番 松永 一雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第63号 農地転用許可後の事業計画変更承認について（5条）

議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第65号 非農地証明申請について

議案第66号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第45号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による
届出について

報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、
農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主任幹 小林 満明、主幹兼農地係長 望月 嘉里、主査
松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議長 　ただ今から、令和2年度第11回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、18番松永一雄委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

8番 白岩正行委員、14番 西子親慶委員にお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第61号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　【議案第61号朗読】

申請は2ページ、3ページに記載のとおり11件でございます。

議長 　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　1班です。整理番号93番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族による持分移転です。

9番 　以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 　2班です。整理番号94番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号95番、96番は、同一案件のため、合わせて説明いたします。葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、交換による所有権の移転です。

11番 　以上、職員から説明がありました3件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 　3班です。整理番号97番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。整理番号98番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

20番 　以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当

と判断しました。

事務局

4班です。整理番号99番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号100番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接地で、すでに申請地も含め一帯で耕作しており、今回、贈与により正式に所有権移転を行うものです。整理番号101番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号102番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号103番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

14番

以上、職員から説明がありました5件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。

議長

これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

他に発言もないようですので、議案第61号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第61号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第62号朗読】

申請は5ページに記載のとおり2件でございます。

議長

それでは、地区審査を行いました班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

4班です。整理番号16番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成27年に営農型太陽光発電設備の一時転用許可、続いて平成30年に更新の一時転用許可を受けました。このたび、3年間の転用期間が切れるため、更新のための申請をするものです。太陽光パネルの設置枚数は、135枚、発電出力は34.425キロワットです。パネルの下部における作付

作物はお茶ですが、平成30年2月の更新時より、お茶の改植をしています。お茶の改植を実施しましたが、肥培管理が適正に行われている報告書が添付されています。整理番号17番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成27年に営農型太陽光発電設備の一時転用許可、続いて平成30年に更新の一時転用許可を受けました。このたび、3年間の転用期間が切れるため、更新のための申請をするものです。太陽光パネルの設置枚数は、558枚、発電出力は50.22キロワットです。パネルの下部における作付作物は梨で、地域における平均的な単収の8割以上収穫されています。知見を有する者からの意見書も添付されています。

1 4 番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 営農型太陽光発電の場合、何年間一時転用が認められるのか。

事 務 局 営農型発電設備のための一時転用許可については、原則上限3年、認定農業者が利用する場合など一定の条件を満たすものは、上限10年以内です。

3 番 再度許可を受けることが可能ということだが、再申請をするということが一時転用の主旨から外れていないか。

事 務 局 営農の適切な継続が確保されている場合には、再度一時転用許可を受けることが可能となっています。

1 5 番 整理番号16番について、基盤整備事業の予定地に含まれているか。

事 務 局 申請地は、基盤整備事業の予定地に含まれています。基盤整備事業の担当課にも確認しています。申請者も事業に参加する意向を示しているそうです。基盤整備事業を予定していますが、工事に入るまでは土地所有者が耕作を続けることが可能とのこと。耕作し続けることができる時期については、未定と聞いています。申請者は耕作することが可能な時期までは、営農型太陽光発電設備を続けていく意向があるため、今回申請するに至りました。実際に工事が入る際には、農地に復元する必要があります。

1 5 番 申請者は期限が到来した際には撤去をすると思われるが、また設置したい意向があると思うが、その場合はどのような対応になるのか。

事 務 局 現段階では未定ですが、撤去後は新たな場所で営農型発電設備を設置すること

を検討しているようです。ただ設置する場所が変われば、新規案件となります。そのため許可申請を新たにさせていただくことになります。

議長 発言もないようですので、議案第62号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第62号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第63号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第63号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 整理番号3番、駿河区の案件です。賃借人は、市外に本店を置く法人です。大型クレーン車による、楊重業作業を重点に稼働しています。農地区分は、農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。当初の申請事由ですが、平成30年11月に、高速道路の工事による露天駐車場の3年間の一時転用許可を受けました。事業計画の変更事由ですが、令和2年11月に不動産競売による売却が実施されました。競売に伴い土地所有者である賃貸人が変更となり土地の賃貸借契約を再契約したため、申請に及びました。なお、契約期間の変更はありません。

14番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第63号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第63号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第64号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第64号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり4件でございます。内容につきましては、担当

職員から説明いたします。

事務局

1班です。整理番号74番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は、食品製造業を営んでいる法人です。事業拡大に伴い、従業員も増員したため駐車場の不足し申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。水の使用はなく雨水については自然浸透です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。代替性についても、他に適地がなく転用面積も適当と思われれます。

9番

職員から説明がありました整理番号74番につきましては、1班としては許可相当と判断しました。

事務局

2班です。整理番号75番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は、宗教法人です。参拝者用の駐車場の不足しているため、所有者に相談したところ話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。代替性についても、検討され転用面積も適当と思われれます。

11番

職員から説明がありました整理番号75番につきましては、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施しましたので、報告いたします。申請者は宗教法人です。調査では、申請の経緯、転用後の利用計画、被害防除等について確認をいたしました。当寺院は規模も大きく、年間10回程度催事を開催しており、特に5月の大祭には、1日、1,000人ほどが、11月の里祭りには、1日に、10,000人と多くの参拝者が来寺するため、駐車場スペースが不足しており、近隣の駐車場を借りることで対応していました。寺に隣接する申請地には、約60台分の駐車場スペースを確保する予定です。周辺に農地は残りません。農地へ被害を及ぼす心配はないと判断されます。被害防除について、コンクリートブロック等を予定しております。以上のことから、2班としては許可相当と判断しました。

事務局

3班です。整理番号76番、葵区の案件ですが、令和3年2月10日付け、取下願が提出されました。続きまして、整理番号77番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は自動車の販売、整備を営む法人です。申請事由ですが、今年度11月総会で隣地について、当時借用していた駐車場の賃貸借契約が

満了ことを理由に転用しています。しかし、その際保有台数50台の内30台分の露天駐車場を確保しましたが、残りの20台は事業所から離れた場所を借用し保管、また販売用車両及び要修理車両の一部は転用済隣地の駐車枠外、工場敷地内に詰め込みで保管している現状となっています。このことから、利便性、経費等の面から、周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。この案件については、地区審査会で現地調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は食品機械、産業機械販売、製造業を営んでおり、食品、医薬品、工業製品等の分野の業務用ミキサー及び福祉用具を製造している法人です。申請事由ですが、食品分野の事業規模の拡大等、顧客のニーズに対応するため新たに工場を新設したく、現工場に近く、利便性がよい高規格道路等が近い、この周辺の土地を探していたところ土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。なお、現工場は新工場の補完施設になります。農地区分は第1種農地と判断され、不許可の例外の地域未来投資促進法の適用事業に該当します。なお、地区審査会において、周辺農業者への説明状況、立地に対する日照についての意見がありましたが、現地調査及び聞き取り調査の結果、特に問題ないことを確認しました。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

20番

職員から説明がありました2件につきましては、整理番号77番については現地調査、整理番号78番については現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。整理番号77番です。申請の経緯は、借用していた駐車場の賃貸借契約が満了したことにより、50台の内30台は、11月総会で許可済みの隣地に保管先を確保できました。しかし残りの20台とその他工場保管分等10台分の計30台分の駐車場を確保したく申請に至ったとのことでした。申請地の使用用途としては、要修理自動車、中古車等の保管場所として使用します。なお、産業廃棄物や廃車等を置く予定はなく、積み上げで保管することもありません。修理等の作業は必ず、オイル等を適正に扱える工場内で行うとのことでした。被害防除については、隣接農地との境界はブロックによる土留めを設置します。

排水については、申請地砂利敷のため、雨水は自然浸透、また東側道路側溝に流れるとのことでした。隣地の土地所有者への説明は、承諾済みとなっています。整理番号78番は、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告させていただきます。なお、今回の現地調査には地区担当の農地利用最適化推進員にも同行していただきました。申請人は、葵区で食品機械、産業機械販売、製造業を営む法人で、従業員は11人いるそうです。申請の経緯と理由は、現工場では、現在の需要量に対応できず、作業スペースの確保が困難であり、かつ製品開発において品質向上が求められており、新たにクリーンなテストルームも必要になることから、新工場の建設をしたく、申請に至ったとのことでした。転用内容、工事計画等について、転用内容としては、工場・事務所1棟となっており、工事計画としては令和3年3月1日から令和4年2月28日の1年を予定しているとのことでした。被害防除については、西側及び南側にL字擁壁を設置することでした。工場建設の説明については、8月に対側地地主5軒及び隣接地地主1軒に11月又は2月に地区の中学校、小学校、自治会長、部農会長、近隣住民の3軒に対し説明をしているとのことでした。説明の内容としては、本社工場新築に関する概要、及び建設時期について説明をしたとのことでした。その際の際の要望等は、一部隣接地地主から建物位置の移動、これまでもあった南側通路の継続、確保について要望があったとのことでした。また各要望への対応として、建設位置をずらしたとのことでした。なお通路の確保の件は、その管理について、申請者と部農会間で覚書を交わしたとのことでした。取水、排水等、周辺の農地への影響については、特に問題がないことを確認しました。以上、2件については3班として許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

16番 整理番号77番についてです。昨年駐車場が足りないということで隣地を転用しているということですが、前回許可された土地を含め、全体で駐車場はどの位の面積になりますか。

事務局 前回許可された面積が580㎡で、今回の申請面積は657㎡です。前回の申請地は台数として29台分、おおむね30台分の駐車場、今回の申請地には30台分の駐車場を確保しています。

16番 賃貸借契約が満了したということを受けて、確保したい駐車場の台数はすべて

確保したというのでしょうか。

事務局 賃貸借契約して確保していた50台分の駐車場、かつこれまで不足していた駐車場分についても今回確保できたということになります。

1 1 番 整理番号78番についてです。申請地に建設される建物の大きさや高さはどの位か。

事務局 工場兼事務所の建物を1棟建設予定です。面積としては、1,207㎡です。建物の高さは8m50cm程度の計画です。

1 1 番 近接農地の所有者や部農会が同意をしているということなので、問題はないと思うが、建物の高さが8m50cmということでかなり高い。2階から3階建ての建物の高さだが、近接の農地に影響はないということで、近接の農地の地権者は認めているということではないか。

事務局 日照の関係については、日影図等で一部、農地に影響が出ることを確認しました。日影図等で影響すると判断される農地の地権者には、事前に説明しているところもありますが、説明がされていない農地の地権者にはこれから説明をしていく旨を確認しています。

1 1 番 以前日照の関係で問題になった案件もあった。そのため、しっかりと確認をし、地権者と施工者が納得をした上で進めて欲しい。また施工者が責任をもって事業を進めていくようにするべき。日照の問題は重要なので、このあたりは確実にした上で許可を出すべきだと思うが、このあたりは大丈夫か。地権者との交渉は上手くいくということではないか。

事務局 班長から説明があったように、自治会長、部農会長、近隣の住民などへ説明を実施しています。また建物の位置をずらすなど要望等についても対応しています。ただ日影図等で判明した日照の関係について、説明がされていない地権者もいるということだったので、このことについてはこれから説明をするということで申請者に確認をしています。

1 1 番 申請者から誓約書の提出はありますか。

事務局 提出されています。

3 番 日照については懸念されることだと思う。周囲は田であるから、日影の影響があるところは、田んぼが出来なくなる。そのため影響のある地権者には説明をする必要がある。建物が完成するまでには必ず説明をした旨を、申請者に事務局へ報告させ、確認してもらいたい。このあたりは聞き取り調査でも話をしました。

議 長 事務局の方で、しっかりと確認をするということではないか。

事 務 局 はい、確認をします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第64号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第64号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第65号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第65号朗読】**

申請は11ページに記載のとおり3件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 1班です。整理番号24番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和49年より、耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年1月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等の確認をしていただきました。整理番号25番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。こちらの案件ですが、昭和9年より、亡祖父が建物を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年1月28日に、地区担当農業委員立会いのもと現地調査を行い、確認していただきました。

9 番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 2班です。整理番号26番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、原野です。こちらの案件ですが、平成17年より、急傾斜地対策の残地となり耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年1月27日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地調査を行い確認していただきました。

1 1 番 以上、職員から説明がありました1件については、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの議案第65号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第65号について、原案のとおり承認して

よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第65号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第66号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第66号朗読】
申出は13ページに記載のとおり3件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。整理番号39です。当該生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。2月3日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号40です。当該生産緑地は令和元年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。2月3日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号41です。当該生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農作業に従事していました。2月3日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第66号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第66号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第66号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、報告事項に入ります。報告第45号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第45号朗読】
届出は15ページから21ページの64件がございました。その内訳は、4条の転用が19件、5条の転用が45件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が36件、使用貸借による権利の設定が7件、地役権設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第45号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第45号を終わります。次に、報告第46号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第46号朗読】

届出は23ページ、24ページの34件がございました。いずれも内容については、記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告46号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言がないようですので、報告第46号を終わります。

次に、報告第47号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第47号朗読】

申出は26ページの1件がございました。取消理由については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告47号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言がないようですので、報告第47号を終わります。

議長

以上をもちまして、静岡市農業委員会第11回総会を閉会いたします。